

大阪地裁平成26年6月26日判決 (ライサポ)について

2016年3月16日
早稲田リーガルコモンズ法律事務所
弁護士 廿生百香

事案の概要

- ・商標権侵害差し止め等請求事件
- ・原告登録商標

ライサポ

- ・被告の行為1:「<http://lispo-ikeda.jp>」をURLに含むウェブサイトを開設
- ・被告の行為2:「ライサポいけだ」の語句を本件ウェブサイト1及び本件ウェブサイト2において使用

被告標章の使用の態様

- ・本件ウェブサイト1

冒頭に使用態様1のバナーがあり、横に「NPO法人ライフサポートネットワークいけだ|障害(児)者の自立と生活をサポートする」との文言と共に配置。

バナーは、本件ウェブサイト1内のページへのリンクとなっている。

被告標章の使用の態様

- ・本件ウェブサイト1

ページの幅で、ページの4分の1の高さの「特定非営利活動法人ライフサポートネットワークいけだ」のイラスト入りタイトルが配され、事業内容・事業所の住所・地図へのリンク等と共に

「いけだ広報に「ライサポいけだ」の記事が載りました」

との記載がある(赤字引用者)。

番号	使用原稿	使用箇所
1	「ライサボ いけだ」	本件へシ 1 ないし 4
2	「ライサボいけだ」とは	同上
3	求人情報	本件へシ 3
4	「ライサボいけだ」	本件へシ 4
5	いけだ広報に「ライサボいけだ」の記事が載りました	本件へシ 1
6	「ライサボいけだ」って、どんなことをしているの	本件へシ 2
7	辰巳バス猪名川営業所での講習会に講師として「ライサボいけだ」がよばれました	本件へシ 4
8	10月1日、当事業所の3名と視覚障がいの方2名の計5名で猪名川営業所で講習させていただきました。今回は視覚障がいの方も一緒に参加してもらい、「ライサボいけだ」としても非常に有意義な講習会になったと思います。世の中にはいろいろな障がいを持つた方がおられるわけで、その人それぞれに応対の仕方があるというふうを実感させていただきました。	本件へシ 4

被告標章の使用の態様

- ・本件ウェブサイト2
「ライフサポートネットワークいけだのブログ」とのタイトルのブログ
 使用態様10の記事(被告の事務所の休息スペースが物置状態となっていたことを伝える内容)等が掲載されている。

9	こちらで、ライラボいけだのスタッフのブログを更新していきます!! お楽しみに☆	本件レーベル3
10	ライラボいけだの事務所は畠がありまして、急に体調を崩したときなどのために寝起きるようになっているのですが、長いこと片づけられずに増えていく物をおいていっていたら	本件レーベル6
物置になつた(汗)		
11	5月31日は池田北高校の3回目(ライラボいけだ担当分は最終)の講師としてよばれました。毎年、池田北高校は近くの伏尾台小学校4年生を招待して、お兄さんお姉さんたちが小学生たちに車いす指導をしているのです。	本件レーベル7

争点

1. 被告標章の類似性
2. 被告標章の商標的使用の有無
3. 本件ドメイン名が、原告商標に類似するか
(4. 原告の被った損害額)

争点2. 被告標章の商標的使用の有無

・本件ウェブサイト1について

「被告が、障害者のための居宅介護事業等を行っている旨の記載はあるものの、当該事業の具体的な内容についての記載や料金の開示等は一切なく、同事業を利用するよう勧誘する文言も、同事業の利用を申し込むための手順や方法等も開示されていない。全体として、本件ウェブサイト1は、営利を目的としない特定非営利活動法人である被告において、その事業内容等を、障害者への対応等についての啓発活動等を含め、社会全般に広く紹介することを目的としたウェブサイトであると評価することができる。」

争点2. 被告標章の商標的使用の有無

・本件ウェブサイト1について

「また、被告標章の実際の使用態様としても、トップページの最も目立つ場所に、「特定非営利活動法人 ライフサポートネットワーク いけだ」と大きく記載した上で、本件ウェブサイト内の相互リンクのためのバナー、リンクテキスト、イラストないし記述的文章の中で、被告の名称全体を記載する代わりの略語として、「ライサポいけだ」と記載しているにすぎない。」

以上によれば、本件ウェブサイト1において、被告標章が、被告の提供する役務の出所を識別するものとして使用されているということはできず、被告標章の使用は、商標法2条3項8号が定める商標としての使用にはあたらないというべきである。」

争点2. 被告標章の商標的使用の有無

- 本件ウェブサイト2について

「その内容は、被告の職員等が日記風に周囲の出来事を読者に伝達するものであって、被告の役務の広告とは認められない上、本件ウェブサイト1と同様に、被告標章は、「ライフサポートネットワーク いけだのブログ」のタイトルを示した上で、記述的な文章の中で、被告を示す略語として使用されるにすぎないものにすぎず、これらについても、被告の提供する役務の出所を識別させるものとして使用されているとはいえない。」

争点1. 被告標章が原告商標に類似するか

- 原告商標と被告標章の類似の有無については、被告標章の現実的な使用態様を前提に、誤認混同のおそれを判断すべきところ、...本件ウェブサイトを閲覧する者は、いずれも目立つよう大書された、被告の正式名称である「特定非営利活動法人ライフサポートネットワーク いけだ」、あるいはブログのタイトルである「ライフサポートネットワーク いけだのブログ」をまず認識し、その後に、バナー、イラスト、記述的文章の中に、被告標章である「ライサポ いけだ」が使用されていることを認識するものと考えられる。
- そうすると、本件ウェブサイトを閲覧する者は、被告の正式名称またはブログのタイトルから、本件ウェブサイトを管理運営しているのは、池田市に本拠を置く、生活(ライフ)を支援(サポート)することを目的とする団体である旨の観念を抱いた後に、被告標章に接することになるから、被告標章が被告の正式名称の略語であることは容易に認識され、被告標章についても、同様に、池田市に本拠を置く、生活を支援することを目的とする団体であるとの観念を抱くものと考えられる。
- すなわち、被告標章の現実的な利用形態に照らすと、本件ウェブサイトを閲覧し被告標章に接する者は、被告標章を一体として認識し、「ライサポ」のみを抽出して捉えることはなく、上記のとおり、池田市に本拠を置く、生活を支援することを目的とする団体である旨の観念を抱くと考えられるから、単に「ライサポ」の文字からなる原告商標との間に誤認混同のおそれはなく、両者は類似しないというべきである。

争点3. 本件ドメイン名が、原告商標に類似するか

- ・「http://lispo-ikeda.jp」のうち、「lispo-ikeda.jp」の部分を「本件ドメイン名」という。

- ・本件ドメイン名の要部

「一般に、ドメインネームにおいて、自他識別機能を有する部分は、「.jp」「.co.jp」など(トップレベルドメイン等)を除いた部分であるから、本件ドメイン名においては、「lispo-ikeda」がこれに該当する。」

他方、ドメインネームは、和文字を使うものもあるが、ほとんどの場合は英文字の標準文字(特定の字体をもたないもの)の組み合わせによる以外の表現はとりえないところ、当該文字列から、直ちに「iked a」の部分が大阪府内の一市町村を指す地名であると判明するとはいえないから、同部分が識別力を欠き、「lispo-」の部分のみが要部を構成するものということはできない。

したがって、本件ドメイン名の要部は、「lispo-ikeda」である。」

争点3. 本件ドメイン名が、原告商標に類似するか

外観

- ・原告商標の外観

「ライサポ」との文字を、片仮名丸ゴシック調の字体で横一列に表記するもの

- ・本件ドメイン名の外観

「lispo-ikeda」との英文字を、標準文字で横一列に表記するもの

→類似しない

争点3. 本件ドメイン名が、原告商標に類似するか

称呼

・原告商標の称呼

「文字どおり発音することにより、「ライサポ」の称呼を生ずる。」

・本件ドメイン名の称呼

「「lispo」の部分は、辞書の見出し語としては存在しないので、アルファベットをそのまま発音することにより「エルアイエスピーイー」の称呼を生じる。また、これを英語風に発音することにより「リスボ」の称呼を生じる。「ikeda」の部分は、特定の日本語のローマ字表記であると想到する余地があるから、「イケダ」の称呼を生ずる。

したがって、本件ドメイン名の要部から生じ得る称呼は、「エルアイエスピーイー・イケダ」又は「リスボ・イケダ」となる。」

→類似しない

争点3. 本件ドメイン名が、原告商標に類似するか

観念

・原告商標の観念

「「ライサポ」との語自体は、辞書の見出し語等としては存在せず、語句として特定の観念を生ずることはない。直ちに原告を想起するほどに原告商標が周知性を獲得したと認めるに足りる証拠もない。もつとも、その指定役務である介護サービス事業の需要者にとって、「ライフ」と「サポート」ないし「サポートー」の頭文字2文字を組み合わせた語であると発想し得た場合には、「生活を支援する(者)」との観念が生ずる余地はある。」

・本件ドメイン名の観念

「上記外観及び称呼を前提とすると、本件ドメイン名の要部からは、特定の観念を生じない。また、「lispo」と「ikeda」に分けた場合、「ikeda」の部分が人名ないし地名であるとの観念を生じることはありうるが、「lispo」の部分から特定の観念が生じることはない。何らかの単語の先頭の音節を組み合わせるとても、その組み合わせに唯一のものを見いだすことはできない。」

→類似しない

争点3. 本件ドメイン名が、原告商標 に類似するか

原告商標と本件ドメイン名の類否判断

「上記のとおり、原告商標と、本件ドメイン名の要部を外観、称呼及び觀念において対比すると、類似する要素がないから、原告商標と本件ドメイン名は類似するものと認められない。」

この点、原告は、「lispo」の部分から「ライサポ」の称呼が生ずるとするが、原告商標である「ライサポ」をローマ字表記したものは「RAISAPO」であって、その表記において全く異なる。また原告商標が、「ライフ」と「サポート」の略語であると思い至ったとしても、それらに相当する英単語は、「life」と「support」であって、これを組み合わせて本件ドメイン名の「lispo」の部分に至るためには、「life」の先頭2文字と、「support」の先頭から1文字目、3文字目及び5文字目を組み合わせる必要があり、本件役務の需要者はもとよりそれ以外の一般人において、そのような発想に至るとは通常考えられない。原告の主張は採用できない。

したがって、原告商標と本件ドメイン名が類似するとは認められない。」